



Data

監督：マルコ・クロイツパイントナ

原作：『コリーニ事件』フェルディナント・フォン・シーラッハ
(創元推理文庫刊)

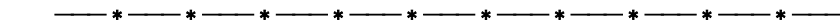
出演：エリアス・ムバレク / アレクサンドラ・マリア・ララ / ハイナー・ラウターバッシュ / フランコ・ネロ / ヤニス・ニーブナー / カトリン・シュトリベック

👁️👁️ みどころ

2020年5月20日付で出版した『ヒトラーもの、ホロコーストもの、ナチス映画大全集—戦後75年を迎えて—』では、第5編で「ナチスを裁く法廷は？—戦後のドイツのあり方を考える—」を特集したが、本作はそこに追加すべき傑作。

もっとも、現役の刑事事件弁護士が自らの体験をベースにした社会派ミステリーを理解するには、「謀殺罪と故殺罪の違いは?」、「ドレーアー法とは?」等の未知の領域の勉強が不可欠だ。

初受任の国選事件でここまでの粘りを見せる主人公に拍手!しかして、その驚くべき結末とは?



■□■現役の刑事弁護士が傑作ミステリー小説を!■□■

日本にも中嶋博行という現役の弁護士兼作家が有名だが、彼が書くのは企業モノの小説。それに対して、ドイツ人弁護士フェルディナント・フォン・シーラッハは、刑事事件弁護士として活躍し、自身で扱った事件をベースにした社会派ミステリーを多く書く作家。本作は、そんな彼の同名小説を映画化したものだ。

チラシによると、『ドイツ最高峰の文学賞』クライスト賞受賞作家が暴く“法の落とし穴”、「この小説がきっかけとなりドイツ連邦法務省は『過去再検討委員会』を立ち上げた。」「殺人事件の国選弁護人になった新米弁護士。だが被害者は少年時代の恩人だった・・・。」等の見出しが躍っている。こりゃ必見!

■□■初の国選事件の被告人は?被疑者は?■□■

2020年5月20日付で出版した『ヒトラーもの、ホロコーストもの、ナチス映画大

全集一戦後75年を迎えて』の第5編「ナチスを裁く法廷は？一戦後のドイツのあり方を考える」では、第1章「アイヒマン裁判とは？悪の凡庸とは？」で計4作、第2章「アウシュビッツ裁判とは？アーヴィング vs リップシュタット裁判とは？こんな無名の裁判も」で計4作を掲載したが、本作はそこに追加すべき傑作だ。

物語は、3カ月前に弁護士になったばかりのカスパー・ライネン（エリアス・ムバレク）が殺人犯ファブリツィオ・コリーニ（フランコ・ネロ）という男の国選弁護人に任命されることからスタートする。経済界の大物ハンス・マイヤー（マンフレート・ザパトカ）は、ベルリンのホテルのスイートルームで拳銃で撃たれて死亡したが、解剖の結果、頭をひどく蹴られて大きな損傷を受けていたから、殺害方法はかなり残虐。コリーニの国選弁護人になったカスパーはただちに被告人と面会したが、コリーニは動機について一切明らかにしなかったから、新米弁護士が困惑したのは当然だ。

他方、受任した時は聞き覚えがなかったが、受任後調べてみると、被害者はカスパーの少年時代の恩人ハンス・マイヤー（マンフレート・ザパトカ）であることが判明。マイヤー機械工業のオーナーであるハンスは、カスパーの学生時代の友人フィリップ、そしてカスパーがかつて恋心を抱いていたフィリップの姉ヨハナ（アレクサンドラ・マリア・ララ）の祖父であるうえ、ハンスは学生時代のカスパーを支えた、言わば育ての親のような存在だったから、カスパーがこの事件から手を引こうとしたのも当然だ。しかし、対決するマイヤー家の公訴参加代理人に就任したリヒャルト・マッティンガー（ハイナー・ラウターバッハ）から「法廷に私情の入る余地などない。弁護士になりたければそれらしくふるまいなさい」と言われたカスパーは、結局コリーニの国選弁護人を引き受ける決断をすることに。

■謀殺罪と故殺罪の相違は？■

日本では2009年から裁判員裁判がはじまったが、ヨーロッパは参審制。米国の陪審制はよく知られているが、ヨーロッパやドイツの参審制はあまり知られていない。また、本作で重要な役割を演じる法曹界の重鎮でもあるリヒャルトが本作で演じる公訴参加代理人の制度についても、私はまったく知らなかった。

さらに、日本では、殺人罪の規定は刑法199条だけだが、ドイツでは殺人罪は謀殺罪と故殺罪に分かれているらしい。謀殺罪も故殺罪も故意に他人を殺す行為である点では同じだが、その動機や心理状態などは違う。その責任の重さの違いを重視して、ドイツ刑法では謀殺罪と故殺罪が区別され、法定刑にも差が設けられているわけだ。しかし、謀殺罪には終身刑、故殺罪には5年以上15年以下の自由剥奪刑が科される。また、それぞれの時効期限も異なる。

刑の軽重によって（消滅）時効の期間が違うのは日独共通だが、そこに何か意味があるの？それは、本作後半からの展開でじっくりと！

■ドレーアー法とは？■

私は①『ハンナ・アーレント』(12年)、『シネマ 32』215頁)で「アイヒマン裁判」と「悪の陳腐さ(凡庸さ)」を、②『顔のないヒトラーたち』(14年)、『シネマ 36』43頁)で「アウシュビッツ裁判」を、③『否定と肯定』(16年)、『シネマ 41』214頁)で「アーヴィング vs リップシュタット裁判」を、それぞれ学んだ。しかして、本作では、公訴参加人制度や謀殺罪と故殺罪の相違の他、ドレーアー法をしっかりと学ぶ必要がある。そのため、本作の鑑賞についてはパンフレットの購入が不可欠だ。

パンフレットには、①酒寄進一(原作訳者・和光大学表現学部総合文化学科教授)の「COLUMN チェスとメルセデス・ベンツ」、②木村草太(憲法学者)の「COLUMN 法を作るのは社会」、③本田稔(刑法・ドイツ現代法史学者、立命館大学教授)の「DREHER LAW ドレーアー法解説」、④瀬川裕司(ドイツ文学者・明治大学国際日本学部教授)の「COLUMN ふたつの『コリーニ事件』が描く真実」があるから、これらは必読。

日本人のベテラン弁護士である私ですら、ドレーアー法をまったく知らないのだから、普通の日本人の観客は全然知らないはず。しかし、それがわからなければ本作の面白みは半減してしまうから、これらの熟読が不可欠だ。

■□■新米弁護士の粘りに注目!■□■

私は弁護士登録をした直後の1974年5月に受任した初の国選事件で1年半余の審理を経て、無罪判決を獲得した。しかし、それは前科数犯の被告人に精神鑑定の申請をし、その結果、心神喪失と認められたため。すなわち、刑法39条は「1. 心神喪失者の行為は、罰しない。2. 心神弱者の行為は、その刑を減輕する。」と規定しているためだ。このように新米弁護士だった私も頑張ったが、とりわけ本作後半に見るカスパー弁護士の粘りはすごいから、それに注目!

パンフレットにある、コラム「ふたつの『コリーニ事件』が描く真実」によると、「実際、小説と映画版には驚くほど多くの相違点がある」らしい。そしてそこでは、「まず目につくのは、ピザ屋で働くイタリア系の女性、書店主の父、調査に協力する友人ふたり、ルケージ老人など、小説に登場しない人々が重要な役割を果たすことだ。」と書かれている。マッティンガーからの提案を受けて、カスパーもいったんは司法取引に応じ、故殺罪でケリをつける方針を固め、現実とその線でコリーニを説得しようとしていた。しかし、審理が進む中、ある事実が判明すると……。

裁判の終了間際に、一週間の猶予を願い出たカスパーは、裁判長から4日間の猶予を得てイタリアへ向かったが、それは一体何のため? 国選事件の報酬は、1974年に私が初の受任をしたときは1~2万円だった。今でもそれは5~10万程度だが、そんな報酬で遠くまで出張すれば、経費的には足が出るのは当然。それは、きっとカスパーも同じだ。そんな風に身銭を切ってまでカスパーはなぜイタリアへ? そこで出会ったのが、若く、可愛いイタリア人の女性だが、彼女は一体どんな役割を? そこあたりは、あなた自身の目

でしっかりと。

2020（令和2）年6月29日記